

令和元年度「東京都環境影響評価審議会」第一部会（第8回）議事録

■日時 令和2年2月18日（火）午後1時30分～午後2時40分

■場所 都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

■出席委員

柳会長、齋藤第一部会長、荒井委員、奥委員、玄委員、小林委員、高橋委員、堤委員、寺島委員、平林委員、森川委員

■議事内容

1 環境影響評価書案に係る総括審議

東金町一丁目西地区市街地再開発事業

⇒ 大気汚染、騒音・振動、地盤、水循環、日影及び風環境に係る委員の意見について、指摘の趣旨を答申案に入れることとした。

総括審議の結果、答申案について全会一致で総会へ報告することとした。

2 環境影響評価書案に係る質疑及び審議

多摩都市計画道路3・1・6号南多摩尾根幹線（稲城市百村～多摩市聖ヶ丘五丁目）建設事業【1回目】

⇒ 大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、景観及び廃棄物の全5項目について、質疑及び審議を行った。

令和元年度「東京都環境影響評価審議会」

第一部会（第8回）

速 記 録

令和2年2月18日（火）

都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

(午後1時30分開会)

○森本アセスメント担当課長 お疲れさまです。定刻になりましたので始めさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、本日は、お忙しい中御出席賜りまして、誠にありがとうございます。

事務局から御報告申し上げます。現在、第一部会委員12名のうち、10名の御出席をいただいております。定足数を満たしております。

それでは、第一部会の開会をお願いいたします。

なお、本日、傍聴の申し出がございますので、よろしくをお願いいたします。

○齋藤部会長 それでは、会議に入ります前に、本日は傍聴を希望する方がおられますので、東京都環影響評価審議会の運営に関する要綱第6条の規定によりまして、傍聴人の数を会場の都合から30名程度といたしたいと思っております。

それでは、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入場)

○齋藤部会長 傍聴の方は、傍聴案件が終了しましたら退席されても結構です。

ただいまから第一部会を開催いたします。

本日は、お手元の会議次第にありますように、「東金町一丁目西地区市街地再開発事業」環境影響評価書案に係る総括審議、「多摩都市計画道路3・1・6号南多摩尾根幹線(稲城市百村～多摩市聖ヶ丘五丁目)建設事業」特例環境配慮書に係る質疑及び審議、その他となっております。

それでは、「東金町一丁目西地区市街地再開発事業」環境影響評価書案に係る総括審議を行います。事務局から資料の説明をお願いいたします。

○宮田アセスメント担当課長 それでは、資料1-1、3ページになりますけれども、ご覧ください。

資料1-1は、これまでの部会における第1回目から第3回目の審議の内容を整理したものとなっております。委員からの指摘、質問事項等を環境影響評価項目ごとに、大気汚染、騒音・振動、地盤・水循環、日影、風環境、史跡・文化財、温室効果ガスの順序で取りまとめしており、合計15件、環境影響評価項目以外の「その他」が1件となりました。

前回、第3回目で追加となった項目は、9ページ、日影、番号2、11ページ、風環境、番号2、12ページ、風環境、番号3及び番号5、13ページ、史跡・文化財、番号1となります。

なお、第3回目の審議において再度確認するとしたものがございました。11ページの風環境の2番について事業者から回答がございましたので、報告いたします。回答としましては、「予測・評価は風洞実験により行ったが、傾向把握として数値解析も行っている」ということでございました。玄先生から質問をいただきまして、きょう急遽御欠席になっておられますけれども、玄先生には事前に御連絡を行っておりまして、特にコメントはございませんでした。

また、前回の第3回目で総括審議事項に取り上げるとしたものには、右の欄取扱いに総括審議事項へと記載してございます。具体的には、3ページ、大気汚染、番号1、4ページ、騒音・振動、番号1、5ページ、騒音・振動、番号2、6ページ、地盤・水循環、番号1、9ページ、日影、番号2、10ページ、風環境、番号2、12ページ、風環境、番号3、以上全部で7つが総括審議事項となっております。

続きまして、15ページ、資料1-2をご覧ください。こちらは1月28日に行われました都民の意見を聴く会における公述意見の概要についてまとめたものとなります。公述人は3名いらっしゃいました。評価項目でまとめておりまして、評価項目でいいますと、大気汚染、騒音・振動、地盤・水循環、日影、電波障害、風環境、廃棄物についての意見がございました。

大気汚染については、工事の施行中の工事用車両の走行、工事の完了後の駐車場利用車両及び関連車両の走行に伴う大気質への影響を懸念する意見、医療施設関係者から、9年間にわたる工事期間における施工中の建設機械の稼働に伴う大気質への影響を懸念する意見、工事完了後の自動車教習所の供用に伴う大気質への影響について、追加の対策を求める要望。

騒音・振動については、工事中の騒音・振動について、勧告基準を超えた場合は工事を即時に停止する要望、9年間の工事期間の騒音・振動について、健康被害を懸念する意見。

地盤・水循環については、調査箇所を追加の要望、地盤沈下や不同沈下等の影響が出たとき、工事の停止の要望。

日影については、計画地の北側において日影の健康被害の対応を求める意見。

電波障害については、障害に対する補償についての要望。

風環境については、高層部の風環境への影響を懸念する意見、防風対策の低減効果と、低減しない場合の対応の説明を求める意見。

廃棄物については、解体に伴うアスベストの発生を懸念する意見がございました。

説明は以上となります。

○齋藤部会長 どうもありがとうございました。

ただいま資料を2つ御説明いただきました。部会審議における質疑応答と都民の意見を聴く会に関する内容です。

今これを分けて御質問、御意見をいただきたいと思いますが、まず初めに資料1-1のほうです。部会審議での質疑応答に関する事で何か御質問等ございますでしょうか。もしくは御意見等ございますでしょうか。おおむね前回見ていただいておりますけれども、先ほど御説明いただいたように、前回議論があったことに関しては追加になってございますので、御確認の上、何かございましたら御意見をいただければと思います。いかがでしょうか。特にはよろしいでしょうか。

特に御意見がないということであれば、こちらのほうに関しては一旦閉じたいと思います。

それでは、資料1-2のほうです。今、事務局から御説明いただきましたけれども、都民の意見を聴く会でさまざまな議論がございました。この都民の意見を聴く会には私と高橋委員が出席いたしましたけれども、高橋委員から何か追加でお話をするようなことはございますでしょうか。

○高橋委員 特にはないです。基本的には、当日出た意見を多分ここにまとめられていると思います。

私の印象としては、齋藤先生とも当日お話ししましたが、この公述人3人とも、自分たちが今まで暮らしてきた環境が変わることに対して漠然とした不安を抱えているような、そういう印象を持ちました。なので、個々の事項ごとにとということではなく、事業全体に対してそういう印象を持っているのかなという感じを受けました。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

同じような印象でありまして、なかなか住民の人たちが、変わるということに対しては非常に不安があるという感じだと思うのです。そういう意味では、説明をしっかりといただくことによって、その不安は解消されるのかなと思いますし、特に長期、9年間ということであるとか、それから、そのことによる大気汚染とか騒音・振動であるとか、そして地盤沈下等に関しても懸念があったのですけれども、おおむね答申のほうに出てくるような内容にはなっておるので、都民の思いというものは割と酌めているのかなと考えてございます。

いずれにいたしましても、今こういう御意見があったということですが、委員の皆様方から何か御質問、御意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、意見なしということにしたいと思います。

それでは、引き続き総括審議に移りたいと思います。事務局から資料の説明をお願いいたします。

○宮田アセスメント担当課長 それでは、18 ページ、資料 1-3「東金町一丁目西地区市街地再開発事業」に係る環境影響評価書案について（案）をご覧ください。

第 1、審議経過。本審議会では、令和元年 6 月 26 日に「東金町一丁目西地区市街地再開発事業」環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について諮問されて以降、部会における質疑及び審議を重ね、都民及び関係地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりであるということで、少し進んでいただいて 20 ページに審議経過を取りまとめてございます。

戻っていただきまして 18 ページ、第 2、審議結果。本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきであるということで、指摘する事項は、先ほど御説明いたしました資料 1-1 の総括審議事項へとした 7 つの事項について、各評価項目の担当委員と検討した結果をまとめてございます。では、一つ一つ詳細の説明をさせていただきたいと思います。

まず 1 つ目は大気汚染に関することですが、こちらは資料 1-1 の大気汚染の番号 1 を反映したものとなっております。

対象事業の工事予定期間は令和 3 年から令和 11 年まで 9 年間にわたっております。評価書案の 138 ページをお開きいただきたいと思います。二期工事の施行中における建設機械の稼働に伴う大気質濃度予測結果が示されておりますけれども、これを見ますと、ある程度の寄与率がございます。

1 枚めくっていただきまして 141 ページ、こちらに三期工事の施行中の予測結果を示しておりますけれども、こちらも同様に、ある程度の寄与率がございます。

少し戻りますけれども、評価書案の 92 ページをお開きいただきたいと思います。こちらは公共施設等の位置図となっておりますけれども、計画地の近傍には医療施設、福祉施設がございまして。部会の審議において、さらなる環境保全措置についての質問に対して、事業者は、今後検討しながら、排出ガス対策型建設機械の採用など、極力十分に配慮したいと回答がございました。

こうしたことから、大気汚染の指摘する事項ですが、資料 1-3 の大気汚染のところですが、計画地近傍には、医療施設、福祉施設など配慮すべき施設が存在し、工事期間も長く、建設機械の稼働による大気質への一定程度の寄与もあることから、環境保全の措置を徹底し、建設機械による影響のより一層の低減に努めることとしてございます。

続きまして 2 つ目ですけれども、2 つ目は騒音・振動になりまして、こちらは資料 1-1 の騒音・振動の番号 1 に関するものとなっております。

評価書案の 177 ページをお開きいただきたいと思います。表 8.2-6、道路交通騒音の現況を見ると、地点番号④と⑦において環境基準値と同じか上回っているとなっております。

229 ページをお開きください。こちらが二期工事の施行中、それから、1 枚めくっていただきまして 230 ページ、こちらが三期工事の施行中の工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音レベルの予測結果になってございます。これを見ますと、予測地点④で環境基準を上回っております。

また、235 ページをご覧くださいますと、工事完了後の関係車両の走行に伴う道路交通の騒音レベルの予測結果となっております、これを見ますと、予測地点④及び⑦で環境基準を上回っております。

部会審議において、特に配慮した対応が必要との質問に対し、事業者から、工事用車両の集中を避けるなど、さまざまな対策を十分検討して配慮していきたいと回答がございました。

こうしたことから、騒音・振動の 1 つ目の指摘する事項ですが、工事用車両及び関連車両の走行に伴う道路交通騒音について、本事業による影響は少ないとしているが、現況において環境基準を超えている地点もあることから、環境保全のための措置を徹底し、騒音の低減に努めることとしております。

3 つ目ですけれども、騒音・振動でして、これが資料 1-1 の騒音・振動の番号 2 に対応するものとなっております。

193 ページをお開きください。三期工事の施行中の建設機械の稼働位置を示しておりますけれども、これを見ると、建設機械の密度が高く、また、工事車両の出入り口は金町駅に続く沿道となっており、近傍は住宅密集地であり、医療施設、福祉施設がございまして。部会の審議において、十分な配慮が必要との質問に対して、事業者は、工事用車両の台数を時間帯に応じて配分するなど、迷惑がかからないよう配慮していきたいと回答がございました。

こうしたことから、騒音・振動の 2 つ目の指摘事項ですが、三期工事における工事用車両の出入口周辺は道路幅が狭く、二期工事完了後の関連車両の出入口も近接するため、車両の

滞留が懸念される。この近傍には住宅や医療施設・福祉施設が存在することから、工事用車両の走行に当たっては十分に配慮することとしてございます。

続いて4つ目、地盤・水循環ですけれども、これは資料1-1の地盤・水循環の番号1に対応するものとなっております。

85 ページをお開き下さい。地形分布図を見ると、計画地は三角州及び旧河道となっております。

298 ページの工事の施行中の掘削工事に伴う地下水の水位及び流況の変化の程度において、ディープウェル工法を用い、必要に応じてリチャージ工法を行うとしております。しかしながら、都民から、工事中に急激に地下水が変化し、地盤変形を懸念する意見がございました。部会の審議において、適切な対策の記述を求める質問に対して、事業者は、今後具体的かつ丁寧に対応していきたいと回答がございました。

こうしたことから、地盤、水循環、共通の指摘する事項ですが、計画地は三角州及び旧河道に位置していることから、地下掘削等の実施に当たっては計画地周辺の地盤に適切に配慮すること。併せて地盤や地下水の状況について継続的な監視を確実にを行い、状況に応じた環境保全のための措置を徹底し、計画地及びその周辺における地盤変形等の未然防止に努めることとしております。

5つ目ですけれども、日影ですが、こちらは資料1-1の日影番号2に対応するものとなっております。

321 ページをお開きください。計画建築物による等時間日影線を見ると、計画地近傍で最大5時間の日影の影響を受ける場所がございます。審議会の審議において、事業者は、日影になってしまう部分・時間について、代償となる措置を設けるとの説明がございました。それを受け、積極的な対応を求めるさらなる質問について、事業者は、保全措置等について地元の方優先の考えで対応していきたいと回答がございました。

こうしたことから、日影の指摘する事項ですが、計画建築物の建設に伴い日影の影響を大きく受ける地域があることから、これらの地域の住民に配慮し、年間を通じた日影の状況を丁寧に説明するとともに、計画敷地に利便性に優れ快適に過ごせる空間を新たに創出するなど積極的な対応を検討することとしてございます。

最後が風環境になりますけれども、こちらは資料1-1の「風環境」番号2、番号3に対応したものとなっております。

368 ページをお開きください。建設後（対策後）の風環境評価結果を見ると、領域Bとな

る地点が散見され、建設前と比べて領域Bの地点が増加しております。

357 ページをご覧くださいますと、表 8.8-4、風環境評価尺度が示されており、領域Bは風速 4.3m/s 以下が累積頻度 95%以内かつ風速 1.8m/s 以下が累積頻度 55%以内となります。

370 ページの評価では、工事の完了において適切な防風対策を行うことで、風環境に著しい影響を及ぼすことはないというふうに記載してございます。

部会審議において、防風対策後において領域Bとなったとの予測結果を、評価を満足していると説明するだけでは十分ではなく、防風対策の内容と対策後の風の状況を正確に説明するよう求める質問をしました。これに対して事業者は、今後厚い説明を加えていきたいと回答がございました。

こうしたことから、風環境の指摘する事項ですが、予測において、防風植栽により風環境が改善されるとしているが、評価の指標では風速の累積頻度に基づいているため、領域Aや領域Bでも強風は起こり得ることから、予測条件、風速比の算出方法、評価方法等を詳細に記載するとともに、地域住民に十分な説明を行い、理解が得られるよう努めること。また、良好な風環境を確実に確保するよう、環境保全のための措置を徹底することとしてございます。

説明は以上となります。

○齋藤部会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、初めに、項目を担当されている委員の方々から何か補足等ございましたら御意見をいただきたいと思いますが、何かございますでしょうか。

○平林委員 水循環に関してですけれども、評価書に関しては十分な記述はあるものの、やはり区民の意見で、地盤に関して懸念があるということなので、旧河道に位置していることから、継続的に監視を行ってほしいという意見をつけさせていただいています。この文章はもう修正はできないのでしょうか。

○齋藤部会長 可能ですよね。

○宮田アセスメント担当課長 はい。

○平林委員 可能ですか。

○齋藤部会長 可能です。

○平林委員 「三角州及び」というところが、実は三角州ではないような気がしまして、私ちょっと気づかなかったのですけれども、旧河道には位置しているのですが、大きくは三角州なのかもしれないのですが、少し違和感がありますので、ここだけ削除していただけると

ありがたいかなと思います。

○齋藤部会長 「計画地は旧河道に」という感じですね。そのほうがより正確であろうということですね。

○平林委員 はい。以上です。

○齋藤部会長 わかりました。ありがとうございます。

○宮田アセスメント担当課長 85 ページに地形分類図がございまして、ちょっと見づらいのですけれども、今回の計画地が京成金町駅の西側なのですけれども、これを見ると、河道に挟まれる形でちょうど三角州があります。

○平林委員 旧河道の三角州なんですね。

○宮田アセスメント担当課長 はい。これは三角州と言わないほうがよろしいでしょうか。

○平林委員 三角州かどうかとも旧河道だとわからないので。ぐねぐねいろいろ走っているものだと思いますので。

○宮田アセスメント担当課長 わかりました。

○齋藤部会長 そうですね。削っていただいてもよろしいかと思います。答申として指摘したいことは、そこに気をつけてくれということだろうと思いますので、その説明は特に必要ないということであれば、切っていただいて結構かと思います。どうもありがとうございました。

ほかはいかがでしょうか。何かございますでしょうか。特にそういった文言等でも結構ですので、気になるところがあれば御意見をいただきたいと思います。

○宮田アセスメント担当課長 では、そのように修正させていただきます。どうもありがとうございました。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

それでは、専門の委員以外で何かお気づきの点があれば御意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

一旦皆様には御確認いただいでいて、新たに加わったのは日影の部分ですけれども、奥委員も特に、この文言でよろしいでしょうか。

○奥委員 はい、これでよろしいと思います。

○齋藤部会長 わかりました。ありがとうございます。

それでは、特に御意見がないということですので、これにてこの件に関しては終了したい

と思います。

ただいま御説明いただいた内容で、今の「三角州及び」のところだけ切っていただいた形で総会に報告したいと考えております。よろしくお願いいたします。

○奥委員 すみません、資料 1-2 に戻ってよろしいですか。8 の廃棄物のところに、アスベストによるリスクの懸念が示されたということが出ておりますが、これは廃棄物という分類になりますか。アスベストによるリスクですと、廃棄物というより大気汚染かなと思ったのですけれども、分類の仕方としてこれで合っているかどうかというところを確認させていただきたいです。

○宮田アセスメント担当課長 法律的には確かに大気の方の関係になるのですけれども、アセスメント上では廃棄物ということでアスベストについては取り扱いをしてございます。アスベストが出た場合について、それを廃棄物という項目の中で記述するという形になってございます。

○奥委員 わかりました。特に答申にどうこうという話ではないのですけれども、こういった、そもそも解体工事に伴うアスベストの飛散に対しての御懸念だとか、それから、ほかの項目についても、先ほど部会長や高橋委員からもございましたように、事業全体に対しての不安が非常に近隣の住民の方は持たれているということからしますと、個別の項目というよりは、やはり丁寧に事業全般にかかわる影響について、解体工事の段階からも事業者の方にはぜひ近隣住民の方たちに丁寧に情報提供、説明をしていっていただくということが肝要なのかなと思ひまして、ぜひそこは改めてお願いしたいと思ひます。

○宮田アセスメント担当課長 こちらの意見の内容につきましては事業者のほうにもお送りしておりますので、この件については十分認識していただけるように伝えてまいりたいと思っております。

○齋藤部会長 どうもありがとうございました。

それでは、よろしいようですので、1つ目の議題は終了したいと思います。

2つ目の議題ですけれども、「多摩都市計画道路3・1・6号南多摩尾根幹線（稲城市百村～多摩市聖ヶ丘五丁目）建設事業」特例環境配慮書に係る質疑及び審議を行います。

本案件は4回の審議を行う予定ですが、4回目は総括審議となりますため、事業者参加による審議は今回を含めて3回になります。1回目及び2回目では委員の皆様から疑問点などを出していただき、3回目は新たな問題提起を行う場としてではなく、総括審議へ向けた取りまとめの場としていきたいと考えてございます。御協力のほどよろしくお願いいたします。

本日の1回目の審議の進め方ですが、まずは事業者の方に席を移動していただいた後、最初に事務局から資料の説明をしていただきます。その後、事業者の方との質疑を委員の皆様と行っていただきたいと考えております。そして、質疑が終了しましたら事業者の方には席にお戻りいただくという手順で進めていきます。御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、事業者の方は席の移動をよろしくお願いいたします。

それでは、本日はよろしくお願いいたします。

初めに事務局から資料の説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○森本アセスメント担当課長 承知いたしました。

それでは、今回から本件、特例環境配慮書について御審議いただくこととなりますが、これまで本審議会におきまして特例環境配慮書が審議されたことは数的には少なく、また、第20期になってからは本件が最初の特例環境配慮書の御審議となりますので、資料2の説明に先立ちまして、簡単ではございますが、特例環境配慮書の位置づけや仕組み、手続など、あらましを説明させていただきます。

お手元に配付させていただいています「東京都環境影響評価条例関係例規集」を手にとつていただきたいのですが、こちらの冊子の189ページをお願いいたします。一番最後のほうに近いところなのですが、189ページをお願いいたします。こちらが特例環境配慮書手続のフロー図となっております、こちらのページの左端の縦の矢印に計画段階環境影響評価手続と縦書きで記載がございますが、これは本件が計画段階アセスであるということをお知らせいたします。

本件は昨年7月に委員の皆様にご説明いたしまして、先月の総会後に現地視察もしていただいております。これまで、条例対象案件のうち、計画段階アセスにつきましては実績が5件ございまして、本件が6件目になるものでございます。

計画段階アセスというのは、お手元の例規集の185ページ、ちょっと前に戻っていただきたいのですが、185ページにございます環境配慮書の作成から手続が始まるものと、先ほどお伝えしました189ページにある特例環境配慮書の作成から手続が始まるものの大きく2種類ございまして、本件は189ページの特例環境配慮書の手続で実施するものでございます。

通常、審議会で御審議いただく案件のうち、大半は事業段階アセスの手続から手続が始まってございます。具体的には、調査計画書であるとか、特定の地域の案件のように評価書案から御審議いただいておりますが、計画段階アセスについては、今申し上げまし

た事業段階アセスの対象要件である規模要件がさらに大きいもので、かつ条例の附則に基づいて、事業者が東京都単独である事業に限定して行われることとなっております。ほかの案件では、例を挙げますと、例えば豊洲新市場建設事業も計画段階アセスからアセス手続を行っている案件でございます。

本件の規模でございますが、本件道路については、通常のアセスの場合、規模要件は 1km 以上からが対象となりますが、計画段階アセスの場合は、この倍の 2km 以上が対象となるものでございます。お手元にヨモギ色の特例環境配慮書がございますけれども、こちらをご覧いただければ御確認いただけたと思いますが、本件の道路は延長が約 4.1km でございまして、かつ東京都単独の事業ということで、計画段階アセスの対象となっているものでございます。例規集の 185 ページでは個別計画による計画段階アセス、それから 189 ページが特例環境配慮書ということで、189 ページにお示ししている評価書案と同等の水準の環境影響評価を行う場合のものとなるものでございます。

こちらが特例環境配慮書の手続となるのですけれども、事業者は、特例環境配慮書において、環境配慮書の要素である複数案を提示しまして、調査計画書にある地域の概況であるとか、環境影響評価項目の選定の要素、そして複数案のそれぞれについて環境影響評価を行いまして、評価書案相当の内容のものを作成いただく。調査計画書と評価書案の作成を免除して行うこと、それから、特例環境配慮書の手続が問題なく終われば評価書に進むということが大きな特徴となるものでございます。

こちらの特例環境配慮書の手続のフロー図に特例環境配慮書という文字がありますけれども、このフローのものを評価書案と置きかえていただきますと、通常御審議いただいている事業段階アセスの評価書案の手続と内容的にはほぼ同じことになるかと思います。

特例環境配慮書の作成についてでございますが、特例環境配慮書をどのような内容にするかと申しますと、事業者は対象計画を作成しようとするときは、技術指針に基づきまして、社会的要素、経済的要素を踏まえ、採用可能なものとして、実施場所、規模などの要件が異なる複数の対象計画を策定し、複数案が環境に及ぼす影響について調査を行い、環境上配慮する目標・方針、複数の対象計画案作成に当たっての考え方及び内容の比較、複数対象計画案ごとの環境に及ぼす影響の予測及び評価などを記載いただくこととなります。評価書案に相当する具体的な調査、予測・評価もここで行うこととなるものでございます。

通常の評価書案との大きな違いについては、こちらの 189 ページの左下でございます計画策定と、ちょっと小さいのですけれども、こちらになってまいります。

特例環境配慮書に対する都民や関係区市町村長からの意見、それから都民の意見を聴く会の公述意見、それから審議会の答申、知事審査意見、こちらを踏まえまして、事業者が複数案の中から実際に採用する計画を1案に絞るといふものでございます。

以上いろいろと長く説明してまいりましたけれども、整理させていただきますと、特例環境配慮書の特徴としましては大きく4点。1つ目に、環境配慮書、調査計画書、評価書案の3つが一体的に作成された図書であるということ。それから、手続は事業段階アセスの評価書案の手続と内容的にはほぼ同じということ。3つ目に、特例環境配慮書の手続が、こちらの御審議の結果、評価書案相当と認められ、問題なく終われば、次の評価書のステップに進むということ。4つ目に、都民や関係区市町村長からの意見、都民の意見を聴く会の意見、審議会の答申、知事審査意見、こちらを踏まえ、事業者が複数案の中から実際に採用する計画を1案に絞っていただくということになるかと思ひます。

口頭での説明ではございますが、ここまでが特例環境配慮書についての説明でございます。

続きまして、資料2、本件特例環境配慮書に対する都民の意見書及び計画段階関係市長の意見について説明いたします。

タブレット21ページをお願いいたします。最初に、1の意見書等の件数ですが、都民からの意見書は7件、関係市長等からの意見は3件の合計10件の意見書等が提出されてございます。

続いて、2の都民からの主な意見についてでございます。

騒音・振動については、トンネル西側出口（聖ヶ丘四丁目南部）からは、トンネル内、車の走行による車騒音が放出されるが、この点について何ら考えられていないように思われ、騒音が問題になるのは必至。少しでも騒音を低下させるため、西側走行車線（トンネル入り口）の西側に防音壁を設置してもらいたい。防音壁は、住宅地のほうが高い位置にあることから、ある程度高く、長さは、人家のない交差点方向に音が行くよう、少なくとも電車2両分（40mくらいは必要）のものを設置してもらいたいという御要望でございます。

次に水環境でございます。

1つ目は、連光寺の説明会連光寺とは、具体的には「連光寺・若葉台里山保全地域」のことでございますが、こちらの説明会においての、トンネル工事に湧水が出たらゴムシートで対策するという説明を含め、環境を守りたい住民の意見や要望にできていないように感じられた。トンネルの周囲に水はけのよい砂利などを数メートル幅で全体を覆って、水をせきとめるのではなく、積極的に環境を守ることの検討の御要望。

2 つ目は、環境影響の予測・評価では、環境配慮目標として、トンネル掘削、トンネルの存在による地下水の水位、流況、湧水量、流動阻害の変化が著しい影響を及ぼさないことを掲げ、環境保全のための措置として、工事施行中の湿地の流量、湿地周辺の地下水位のモニタリングを挙げているが、工事中だけのモニタリングは、地下水流入などトンネルへの被害対策としては有効だが、工事終了後の周辺地域の地下水への影響は把握できない。そのため、工事中と同じポイントで、工事終了後の一定期間のモニタリングの実施と、データを公開することの御要望でございます。

3 つ目は、トンネルへの地下水流入が多い場合には止水対策を講じると示されているが、湧水量の減少など湿地への影響が生じた場合の対策は特例環境配慮書上では全く示されていない。水量の減少が確認された場合の対策案、実際に対策を行う場合のプロセスの公開性について見解書で具体的に示してほしいという御要望でございます。

4 つ目は、モニタリングの実実施計画、対策の要・不要の判断、必要となった場合のモニタリング計画から対策の意思決定及び実施までのプロセスについて、担当所管の明確化とともに、判断基準、知見を求めた団体あるいは個人、経緯について、ウェブページ等での公表の御要望でございます。

次に、生物・生態系でございます。環境影響の予測・評価では、環境配慮目標として、トンネル掘削、トンネルの存在による生息（育）環境及び陸水域生態系の変化が著しい影響を及ぼさないことを掲げており、保全のための措置として、工事施行中は、湿地の流量、湿地周辺の地下水位をモニタリングする、あわせて植生図を作成し、生息（育）環境及び陸水域生態系の変化の有無を把握するとある。しかし、水循環と同様、工事後のモニタリングは考えられておらず、説明会では、植生図については、湿地内のみ、木道からの目視程度の植生調査を行うとのことで、湿地が保全される決め手となった国のレッドデータリスト掲載種のうち最も絶滅が危惧される IA 類の陸生貝類は調査を行う考えはないとのこと。この陸生貝類の生息は土壌の乾湿に影響を受けるため、湧水の流入量の影響を間接的に受ける可能性があること。また、水生生物も湧水の流入量に直接的に影響を受けると考えられる。湿地は連光寺・若葉台里山保全地域の中でも野生動植物保護地区に指定されており、工事は生き物に対して、水だけでなく騒音や振動の影響を間接的に受ける可能性もあることから、工事中、工事終了後も継続的な生き物を含めたモニタリングの実施とデータの公開を要望。事後調査計画書の作成は、環境局総務部だけでなく、同局自然環境部緑環境課が積極的にかかわる必要があるという意見でございます。

次に対象計画案についてございますが、こちらは本件複数の事業計画案に対する御意見でございまして、こちらはご覧のとおり意見をいただいておりますが、環境に関するものというよりも、事業計画に対する御意見でございますので、時間の都合上、説明については割愛させていただきます。

続きまして、「その他についてでございますが、本特例環境配慮書には、地球温暖化・気候変動及び都市気候（ヒートアイランド現象）に関する記述が皆無。両者が相まって気温上昇と夏の熱中症リスク増大を招いている現状を鑑みると、これら重要課題に対する検討も当然含めなければならないし、検討されていれば、緑地面積を増やして植栽を最大限に行う、コンクリートやアスファルト被覆面積を抑制するといった考慮がされたはずという御意見でございます。

続きまして、3の関係市長等からの意見でございます。

稲城市長からは、環境保全について、事業計画は、工事の施行に当たって、大気汚染を初め騒音・振動等への各種対策を講ずることで、予測値が環境基準等を達成し、沿道市民の健康の保護や生活環境の保全を確保したものであると認識していること。今後、計画を進める上で、沿道市民の意見に配慮するように努め、供用開始後も一層の環境負荷の低減に取り組む等、沿道市民等に寄り添った事業となるように努めてほしいという御要望。

それから、市が平成27年3月に策定した生物多様性の戦略を踏まえ、今回の工事施行区域には連光寺・若葉台里山保全地域が含まれているが、計画を進める中で、計画区間内の生物・生態系の量と質にも配慮し、生物多様性の確保に努めてほしいという御要望。

それから、景観等の地域特性を踏まえ、沿道市民等から出された環境保全に関する意見については、今後計画を進める中で、これらを踏まえた検討を行い、対策を講じるよう努めてほしいという御要望をいただいております。

続きまして、多摩市長からでございますが、大気汚染については、予測値が評価の指標を満足しており、地域住民の健康の保護や生活環境の保全を維持した計画と認識しているということ。計画を進める中で、トンネルの出入り口において、自動車からの排出ガスによる影響をできる限り少なくする等、措置を行い、周辺環境への十分な配慮の御要望でございます。

騒音・振動については、騒音・振動の予測値は評価の指標を満足し、地域住民の健康の保護や生活環境の保全を維持した計画と認識しており、計画を進める中で工事中も含め、対策の措置を十分に行い、周辺環境への十分な配慮の御要望でございます。

生物・生態系については、市で策定した生物多様性ガイドラインを踏まえ、連光寺・若葉

台里山保全地域などの現状の生態系や水循環の保全、周囲の自然環境への影響など、生物多様性や自然環境の保全に対する配慮の御要望。

それから、工事中の生物・生態系への配慮の御要望。

さらに、工事中、工事後について、影響を及ぼす可能性は低いと予測していることを確認するためには、一定期間の継続的な調査が必要と考える。今後、十分な評価が行えるよう、関係機関や市民団体等と調整を図ることについての検討の御要望をそれぞれいただいております。

その他としまして、地域住民から出された環境保全に関する意見については、計画を進める中で、これらを踏まえた検討を行い、対策を講じられるよう努めてほしいという御要望をいただいております。

続いて、川崎市長からでございますが、事業実施に当たっては、項目ごとの予測・評価結果を踏まえ、環境保全対策として行う事項を確実に実施し、環境負荷の低減に努めてほしいということ。それから、工事における交通安全、工事着手前の周辺住民への工事説明、環境影響に係る低減策や問い合わせ窓口等について周知を図る必要性の御指摘をいただいております。

なお、ただいま御説明いたしました都民の意見書、関係市長からの意見に対する事業者の見解でございますが、事業者から御提出いただいた見解書を本日机上に配付させていただいておりますので、そちらを適宜御参照いただければと存じます。

ただし、机上配付させていただいた見解書でございますが、まだこちらは公示前のものでございまして、あくまでも実りある本日の御審議につなげていただければということで、今回は委員の皆様のみ配付させていただいておりますので、その点については御承知おきいただければと存じます。

事務局からの説明については以上でございます。

○齋藤部会長 どうもありがとうございました。

特例環境配慮書というあまりない例で、私もこれが2回目ぐらいなのですがけれども、先ほど事務局から御説明がありましたとおり、これが評価書案に相当するものですので、この案件に関して審議するのは今日を含めて4回だけであるということになりますので、その点は御承知おきいただきたいと思っております。

それと、御説明がありましたとおり、配慮書の考え方に沿ってA案、B案が設定されていて、それぞれに環境影響評価をされているということで、ここから皆様の意見を聞きながら、

また、都民の意見等を聞きながら案を絞っていくという形になろうかと思えます。

さて、今御説明いただきました資料2の内容ですけれども、今日事業者に来ていただいていますので、これに関連して事業者にお尋ねすることについては後ほど時間をとりたいと思いますが、この内容そのものというか、確認すべきことがあれば今御意見を伺っておきますが、よろしいでしょうか。

○柳審議会会長 冒頭、制度の説明がありましたけれども、基本的にこれは特例環境配慮書として出されますけれども、住民への説明会のときといいますか、「都民の意見を聴く会」とかいろいろな会のときに、住民にはこれが環境影響評価書案なのか、それとも調査計画書なのか、それとも最終的にこれが評価書作成に行くのかというのは一応猶予をつけて、それで説明しているのですね。ですから、基本的にそういうたてつけになっているので、これが評価書案レベルであるとか、そういうのは最終的にこちらが判断することで、最初からこれは評価書案であるということでもう評価書に行くのだというわけでは必ずしもないという、その前提だけは理解しておいていただければと思います。

○齋藤部会長 ありがとうございます。すみません、私も解釈の違いがあったと思います。ありがとうございます。

それでは、皆様から御意見をいただきたいと思いますが、内容につきまして恐らく事業者を確認したいようなところがあると思いますので、それは後ほどということにしまして、まず、御欠席されている委員の方からのコメントからいきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○森本アセスメント担当課長 本日は御欠席なのですが、小堀委員からコメントを預かっておりますので、紹介させていただきます。

計画A案の計画道路は、事業者が指摘しているように、自然保護条例により指定された連光寺・若葉台里山保全地域の湿地をトンネル構造で通過し、湿地を形成する地下水への影響が考えられます。しかし、事業者は平成25年度の既存資料のみを使用しており、今回の計画に対する独自の調査を実施しておりません。配慮書ではA案のトンネルの上にある調査地の70%は湿性草地群落が占めると報告されており、また、湿地の水環境は湿地の南西の自噴井戸と湿地周辺の湧水が5か所により支えられて報告されています。しかし、湿地の生物や生態系は湿地の水環境により、より大きな影響を受け、湿地環境へ変動的です。したがって、現在の湧水の水量、地下水のデータ、湿地に特有な注目すべき生物については、独自の調査をするのが望ましいと考えますというコメントをいただいております。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

ただいまの小堀委員からの御意見に関しまして、事業者のほうから何かコメントがございましたら御回答いただきたいと思いますが。

○事業者 今質問いただきました湿地についてですけれども、本日、先ほどちょっとお話がありました見解書のほうにも記載させていただいております。例えば水量等の観測とかというお話をいただきました。それにつきましては、ちょっとこれはいろいろなところで書かせていただいているのですが、例えば 48 ページですけれども、48 ページを開いていただきまして、左側が都民の意見、右側に事業者の見解ということで書かせていただいております。それのずっと右の下のほうに書かせていただいております。下 2 段のところですね、トンネルの施工中ということで書かせていただいております、湿地の流量、湿地に入ってくる流量ですね、それとか湿地周辺の地下水、こちらにつきましてモニタリング、事業者として観測させていただきます。あわせて、植生図、どのような植生になっているかというのを、図面をつくらせていただきながら、変化の有無を把握させていただきます。というような形で十分な観測は事業者としてやっていく予定でございます。

以上でございます。

○齋藤部会長 どうもありがとうございます。

ただいまの御回答は小堀委員にお伝えいただくとして、これから委員の皆様方から、今に関することでも結構ですし、その他御専門のところでも結構ですので御意見をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○森本アセスメント担当課長 事務局からなのですけれども、玄委員につきましては、本日急遽の御欠席の御連絡をいただいておりますので、今回についてはコメントは預かっておりませんので、この旨御報告させていただきます。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

それでは、皆様方から御意見、御質問等をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

いかがでしょうか。何かございますでしょうか。

○平林委員 地下水と湿地の関係ということなのですが、地下水の流動の方向がわかるような情報はどこかに載っていますでしょうか。

○事業者 分厚い本のほうの 315 ページの右下なのですけれども、まず湿地の位置なのですが、下の図面の真ん中よりもやや左側の上のところに「湿地」と書いて矢印を描かせていただいております。ちょっと高いところに位置がありまして、地下水の流れとしましては等流

線で描かせていただいているところです。

○平林委員 そうしますと、この湿地を形成する水というのがどこかに記述がありましたけれども、浅い水のほうであって、深いほうの、トンネルが通るような深さのところの地下水層とは直接関係がないということでしょうか。

○事業者 そうですね。1個前のページ、314ページ、横向きになっているのですが、こちらのほうで書かせていただいておりますが、図面の真ん中やや左側のところに「共同井戸」と書かせていただいているところがあります。湿地はA案の上のところ、湿地の旗揚げはしていないのですが、ちょうどA案のところ、地上部分が湿地の位置になります。そのところにつきましては、ローム層の浅い層のところ、浸水した水が流れ込んでいるという形になっておりまして、トンネル自体は、下のほうにあります。Is2、これは稲城層なのですが、そちらのほうを掘っていきますので、影響はないだろうという判断をしているところです。

○平林委員 わかりました。影響はないと思うのですが、これぐらい浅いような湿地ですと、雨とか別の要因でかれたりしたときに、この工事が原因ではないと言われるようなことがあるような気がしまして、なので、納得いただける形で、工事とこの上の層の湿地の水循環はそんなに大きく関係していないというようなことが言えるといいかなと思っております。

○事業者 ありがとうございます。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。何かございますでしょうか。

○柳審議会会長 複数案のところですが、トンネル等の区間のA案、B案ですが、基本的に環境面から見るとB案のほうが、丸がついているのがあるので。それから、社会・経済的なところも双方余り変わりがないということであれば、B案を進めていきたいというふうに思っておられるのかどうか。我々はどちらでも、特に判断するわけではないのですが、事業者として評価したところでは、B案がトンネル等ではよろしかろうという判断だというふうに思っておられるということでしょうか。

○事業者 今の段階ではまだ、先ほどのフローにありまして、どちらに決めるというのはもうちょっと先の段階で、皆さんから御意見をいただいたり、知事の意見書をいただいたり、そういったものを踏まえて判断するのですが、今の段階では、AとBとでもろもろ比較すると、若干Bのほうがというのが傾向として出ているというのは事実でございます。

す。

○齋藤部会長 よろしいでしょうか。

ほかはいかがでしょうか。何かございますでしょうか。

○森川委員 ちょっと読み取れていないかもしれないのですが、交通量の予測の部分で、これは現状である交通量がそのままこの道路に渡ってくるように考えておられますか。もう少し大きいネットワークというか、交通量が少し、この道路ができて便利になって増えるというような、範囲を少し広げたような、そういう考えになっているのでしょうか。

○事業者 交通量につきましては、また別の資料なのですが、こちらに資料編というのがございます。これの 13 ページのところに計画交通量ということで記載させていただいておりまして、5 行目のところなのですが、平成 22 年度の道路交通センサス、国と各自治体と共同して進めているデータを用いてまはやっております。その最新の情報を使っております。

あと、エリアにつきましては、次のページ、15 ページのところなのですが、ちょうど今回対象となっている地区が、この 15 ページのところではいいところの多摩市、稲城市、ちょっと色で見づらいところなのですが、左の八王子市がありまして、その隣に多摩市がありまして、稲城市があるという、このエリア。そのほかにも、塗ってあるところはゾーンとしては細かく切って判断している。また、その周りの白抜きのところは、ちょっと粗くはなるのですが、エリアとして位置づけて、そういった広い範囲に基づいて推計はしているという状況でございます。

○森川委員 わかりました。ありがとうございます。

○齋藤部会長 ありがとうございます。

ほかには何かございますか。よろしいでしょうか。

特にならなければ、今後、あと 2 回ですかね、来ていただく機会がございますので、一旦お持ち帰りいただいて、また何かお気づきの点があればお知らせいただければと思います。

ほかになければ、とりあえずこれで審議を終了したいと思います。事業者の皆様方、ありがとうございます。席のほうにお戻りください。

本日予定しました審議は全て終了いたしましたけれども、ほかにも委員の皆様方から何か御意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

特にならということですので、第一部会はこれにて終了させていただきます。皆様、どう

もありがとうございました。

それでは、傍聴人の方は御退場をお願いしたいと思います。

(傍聴人退場)

○森本アセスメント担当課長 事業者の方も御退席いただければと思います。ありがとうございました。

(午後 2 時 40 分閉会)